

令和7年度 笑顔あふれるイベント企画運営業務委託特記仕様書

1. 業務名

令和7年度 笑顔あふれるイベント企画運営業務委託

2. 適用

吉富町（以下「発注者」という。）が発注する令和7年度笑顔あふれるイベント企画運営業務（以下「本業務」という。）に適用するものとし、受託者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

3. 吉富町地方創生事業全体の目的

- (1) JR 吉富駅前、吉富漁港、山国川河川敷など、町内の有効活用できる場所やイベント企画に応じて、複合的要素での展開を行い、特色あるまちのイベントを継続発展させ、更なる誘客・町の取り組み PR・創業者の掘り起こし及びネットワーク構築の場を構築する。
- (2) 上記の事業について、「まちづくり会社」と連携しながら事業に取り組み、事業を継続させていくため、地域循環を高め、名実ともにコンパクトシティを実現させ、多様な世代が幸せで笑顔が絶えない持続可能なまちづくりを目指す。

4. 業務項目

- ・町内各所におけるイベント企画運営業務

5. 内容

イベント開催企画・設計・運営に関して、本業務受託決定後、まちづくり会社「(株) ツクローネ吉富」と受注者は、共同事業体となり連携して取り組むこと。

【町内各所におけるイベント企画運営業務】

- ・町のにぎわいづくりや住民参加型のイベント企画設計・運営とし、町内外の事業者・創業希望者による交流の場とする。
- ・町内各所の特色やイベントテーマに沿って継続できるよう、イベントの規模、催し物、出店数、魅力ある出店者の獲得方法等について、本業務の目的を踏まえて実施すること。
- ・イベントは、JR 吉富駅を中心とした他市町と合同企画開催のハロウィンイベント企画運営業務を1回、山国川河川敷において、町が取り組む「SDGs」・「ワンヘルス」・「こどもまんなか」などをテーマとし、住民参加型のイベント企画運営業務を2回実施すること。
- ・イベントプロモーション（出店者募集・イベント告知用）のための広報資

材は以下のとおりとする。なお、掲示・配布作業は受注者において行うこととする。

- ①ポスター（カラーA2版） 100枚以上
- ②チラシ（カラーA4版 片面） 5,000枚以上
- ③ホームページ掲載原稿各1式（写真、イラスト等含む）
- ④SNS等を活用した広報（Instagram：よしみいこト通信）

- ・イベント開催に必要な備品については、下記のとおり保有しているが、その他有益な導入提案があれば行うこと。

テント（20張、3m×3m）、テント固定用おもり（80個）、陳列什器（20セット、木製組立式）、風除け用側面ビニール幕（10枚、3m×1.5m）、音響セット（スピーカー、マイクセット（スピーカー、マイク、PA）、流し台（1台）、横幕（二間分×16枚）、案内看板20枚、L字型スタンド（15本）、長机（80台、1.8m×0.45m）、パイプ椅子（150脚）

<令和7年度業務委託予定項目>

- ・イベント開催企画・設計・運営
- ・広報資材の作成（出店者募集・イベント告知用）、配布、周知活動
- ・出店者募集、開拓、リスト拡充

6. 委託期間

契約の日の翌日から令和8年3月27日（金）まで

7. 業務場所

吉富町

8. 成果報告書の提出

- （1）報告書（印刷製本、A4版） 2部
- （2）報告書のデータを収めた電子データ一式（CD-R 又は DVD-R） 1部

9. 業務の進め方

- （1）受注者は、業務に先立ち実施スケジュール等を作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
- （2）受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、本仕様書及び企画提案書に則り効率的に業務を進めること。
- （3）受注者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報

告するほか、月2回の定例会（現地及びオンライン）に加え、必要に応じて打合せを行うこと。打合せ後は記録簿を作成し、相互に確認すること。

（4）本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議を行い処理すること。

10. その他

（1）受注者は、関係法令及び条例を遵守し、個人情報及び発注者並びに関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。

（2）受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

（3）受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。

（4）受注者が業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。